

議案第63号

財産の無償貸付けについて

財産（移動通信用鉄塔施設等）を下記のとおり無償貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

記

1 無償貸付けする財産

所 在	天理市藤井町449番地1
建 造 物	移動通信用鉄塔（コンクリート柱型 地上高14.5m）
附属設備	アンテナ及び受電設備等
施設面積	12.33m ²

2 貸付けの相手方 大阪市北区梅田1丁目10番1号
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
常務執行役員関西支社長 西 邑 省 三

3 無償貸付けの理由

本移動通信用鉄塔施設等については、藤井町において建設する予定で、平成22年2月26日の竣工予定である。

本来、当該施設等の整備については、民間通信事業者が独自に取り組むべきものであるが、本市の東部山間地域のように世帯数の極めて少ない地域では、採算性等の問題から民間通信事業者単独による整備が見込めないことから、市が実施主体となって当該施設等を建設し、地域住民の利便の向上を図ることを目的として、当該施設等の無償貸付けを行うものである。

4 貸付期間 平成22年3月1日から平成32年2月29日まで